

(注)

- 1 地方税法附則第32条の2第1項又は第2項に該当する場合は、地方税法第700条の52第1項に規定する税率に2分の1を乗じた税率となります。
- 2 地方税法第700条の52第1項第2号の税率又は同項第4号の税率が適用されるのは、次のいずれかに該当する場合です。(該当者は、市町村長の証明を受けてください。)
 - (1) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下「同一生計配偶者」という。)又は同項第9号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)以外のもの
 - (2) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族
 - (3) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

許可証又は従事者証の写しを申告書に添付してください。

※ 申請前1年以内の許可捕獲の実績について、許可証又は従事者証を交付した市町村の担当者に確認していただく必要があります。市町村へ許可証又は従事者証の報告欄の写しを2部提出してください。市町村が確認印を押印し、写しを1部返却しますので、申告書に添付してください。

証 明 欄 (2号又は4号税率の適用を受ける者のみ)

上記の者は、

- 1 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で同一生計配偶者又は扶養親族以外のもの
- 2 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族
- 3 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

であることを証明します。

年 月 日

市町村長

